令和９年度

水巻町
保育所等利用案内

（子ども・子育て支援制度　2号・3号認定用）



★ 令和 ９年 4月 1日入所の申込締切日

令和８年12月１５日（火）まで

★年度途中(毎月１日)の入所の申込締切日

申込み期限・・前月の１０日まで
（土日祝日にあたる場合は翌日の平日）

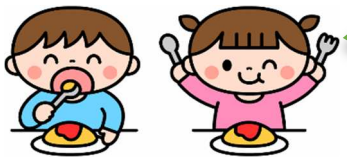
もくじ

１．保育所等を利用できる人・・・・・・・・・・・・・・　１
２．保育の必要の認定　・・・・・・・・・・・・・・・　２
３．申込みから入所までの流れ　・・・・・・・・・・　３
４．申請に必要な書類　・・・・・・・・・・・・・・・　４
５．認定・利用調整の基準　・・・・・・・・・・・・　５～６
６．保育所・認定こども園情報・・・・・・・・・・・・　７～１７
７．注意事項・諸手続きについて・・・・・・・・・・　１８
８．保育料・マイナンバーについて　・・・・・・・・　１９～２１
９．一時保育・病児病後児保育ほか　・・・・・・・・　２２

子育て支援課　子育て支援係

☎093-201-4321　URL　https://www.town.mizumaki.lg.jp/

1 保育所等を利用できる人



保育所等の利用にあたっては、
保育の必要な事由に該当することが必要です。

①保育を必要とする事由

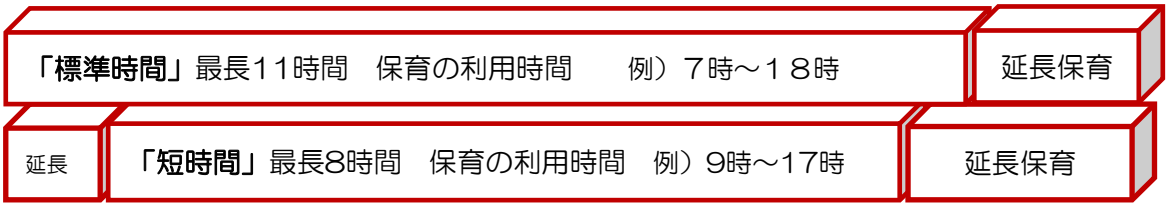
保護者の状況	利用できる期間	保育必要量	
		標準時間	短時間
就労（1か月60時間以上） ・月120時間以上⇒標準時間 ・月60時間以上120時間未満⇒短時間	最長　就学前まで	○	○
妊娠・出産	産前産後各8週間	○	○
保護者の疾病・障がい	療養を必要と しなくなるまで	○	
同居または長期入院などをしている 親族の介護・看護	介護を必要と しなくなるまで	○	○
災害復旧	必要な期間	○	○
求職活動	３か月以内 (年度内で1回限り)		○
就学（職業訓練校等の職業訓練を含む）	通学期間中	○	○
虐待やＤＶのおそれがあること	必要な期間	○	○
育児休業取得中の継続保育利用 （育児休業取得時に既に保育所を利用している子どもがいる場合）	１年間(生まれた子の誕生月の末日まで)		○
その他　上記に類する状態として町が認める場合	必要な期間	○	○

②保育の必要量

保育の必要な事由によって、利用できる時間が異なります。

Ａ「保育標準時間」利用→フルタイム就労を想定した利用時間（最長11時間）

Ｂ「保育短時間」利用→パートタイム就労を想定した利用時間（最長8時間）



※保育の利用時間は各保育施設によって異なります（8ページ参照）

③優先利用について

ひとり親家庭、育児休業復帰、認可外(届出)保育施設利用中など、保育の優先的な利用が必要と判断される場合があります。（６ページ参照）

保育所等の利用を希望する場合、
認定を受ける必要があります。



３つの認定区分

認定区分	児童の年齢	保育の必要	主な利用先
1号認定	3～5歳	なし	幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）
2号認定	3～5歳	あり	保育所・認定こども園（保育所部分）
3号認定	0～2歳	あり	保育所・認定こども園（保育所部分） 小規模保育事業所等

保育所等の利用までの流れ

① 「教育・保育給付認定申請書兼利用申請書」を提出

② 市町村から認定証を交付

③ 申請者の希望、保育所等の空き状況に合わせて、市町村が利用調整を実施※

④ 保育所等の利用決定

※利用調整とは、利用調整の基準（5ページ）に基づき、優先順位をつけ、保護者が希望する施設の中から、利用できる施設を水巻町が調整を行うことです。

令和　９ 年度の年齢別クラス生年月日（保育実施年齢）

令和　８ 年４月２日 ～		０歳児クラス	保育料の負担があります。（第2子以降は無償） ※20ページ参照
令和　７ 年４月２日 ～	令和　８ 年４月１日	１歳児クラス	
令和　６ 年４月２日 ～	令和　７ 年４月１日	２歳児クラス	
令和　５ 年４月２日 ～	令和　６ 年４月１日	３歳児クラス	保育料無償ですが、副食費の負担があります。 ※19ページ参照
令和　４ 年４月２日 ～	令和　５ 年４月１日	４歳児クラス	
令和　３ 年４月２日 ～	令和　４ 年４月１日	５歳児クラス	

3　申込みから入所までの流れ

新年度（4月1日）入所希望の場合

①申請書の配布
令和８年１１月２日(月)から
役場子育て支援係で配布

②認定申請・利用申込期間
令和８年11月16日(月)～
令和８年12月15日(火)

③入所審査
入所の基準を満たしているかを審査します。必要に応じて、勤務先等への電話や追加資料の提出をお願いする場合があります。

④利用調整
保育所等の空き状況を確認し、利用調整を行います。
利用調整は、利用調整指数の高い方から順に行います。
（申請書の「希望保育施設」欄に記載のある保育施設で行います。）

⑤入所（内定）決定・・1月末
認定通知書と利用内定通知書等を郵送いたします。

年度途中(毎月１日)入所希望の場合

①申請書の配布
役場子育て支援係で配布

②認定申請・利用申込
申込期限・・・毎月１０日
（土日祝日にあたる場合は翌日の平日）

【入所できなかった場合】
◆初月のみ**「施設利用保留通知書」**が送られます。
※毎月必要な場合は、別途ご連絡ください。

◆**申請年度の３月１日入所審査まで、利用調整の対象となります。**(書類の再提出不要)

◆保留のままで、翌年度も入所を希望する場合は、あらためて左記の新年度入所の申請をしてください。

申請後に家庭状況や就労状況、希望施設などの変更があった場合は、審査の優先順位が変わりますので**手続きが必要です。**



⑤入所決定・・毎月２０日頃
認定通知書と利用決定通知書等を郵送いたします。

※申請時点で虚偽の記載があったり、利用調整後に申込み内容に変更が生じた場合は、利用調整結果を取り消す場合があります。（既に入所していた場合でも、退所していただく場合があります。）

⑥内定保育施設で面談（保育施設より日程調整の電話連絡があります。）

各施設で保護者と児童同伴で行います。施設利用のための重要事項（施設利用時間、時間外保育料金、実費負担金等）を確認してください。
※認定こども園・小規模保育事業を利用する場合は、事業者と契約を交わす必要があります。

入所（毎月1日入所となります。入所当初は基本的にならし保育(18 ページ参照)があります。）

提出書類チェックリスト

書類が不足していたり期限までに提出がない場合は、審査の対象となりません。
必要書類が揃っているか　☑にチェックして確認してください。

教育・保育給付認定申請書兼利用申請書（児童１人につき１枚）	☐
マイナンバー（個人番号）届出書	☐

※マイナンバーを提示することで各行政機関の持つ個人情報がひも付けされ、情報連携により書類の提出が省略できるようになりました。課税証明書、生活保護受給証明書、障がい者手帳の所持情報等が情報連携の対象となります。

保育が必要なことがわかる書類

	提出書類	父	母	その他
雇用されている人	就労証明書	☐	☐	☐
自営業の人		☐	☐	☐
内職の人		☐	☐	☐
産前産後	母子手帳または出産証明書の写し		☐	
保護者等が病気のとき	疾病・障がい状況申告書	☐	☐	☐
保護者等に障がいがあるとき	疾病・障がい状況申告書	☐	☐	☐
病人や要介護者を介護しているとき	介護・看護状況申告書 疾病・障がい状況申告書	☐	☐	☐
保護者等が学校に通っているとき	就学等（予定）証明書	☐	☐	☐
求職中	求職活動報告書兼誓約書	☐	☐	☐

状況によって必要な書類

	提出書類	父	母	その他
認可保育所以外の有償保育施設を利用している人	届出保育施設への入所にかかる証明書			☐
転入予定の人	誓約書（転入） 売買契約書・賃貸借契約書等			☐
町外の保育所へ入所希望	広域入所理由書			☐
離婚協議中の場合	裁判所等から出された状況のわかる書類	☐	☐	

利用調整基準表

保育所等において、受入可能数を上回る保育の利用申込みがあった場合は、1「基本指数表」及び2「調整指数表」の合計点数の高い世帯の児童から優先順位を設定します。

（1）基本指数

保育を必要とする事由に従って設定します。

・父母の保育を必要とする事由・状況に応じて基本指数を設定します。

・父母がいない場合は、現在の保護者で基本指数を設定します。

（2）「基本指数＋調整指数」が同一指数で並んだ場合は、3「同一指数時の優先順位」に基づき、利用する児童を決定します。

1　基本指数表

類型		内容
居宅外労働	被雇用者	月の労働時間が120時間以上の場合
		月の労働時間が60時間以上120時間未満の場合
	自営業（中心者）	月の労働時間が120時間以上の場合
		月の労働時間が60時間以上120時間未満の場合
	自営業（協力者）	月の労働時間が120時間以上の場合
		月の労働時間が60時間以上120時間未満の場合
居宅内労働	居宅内労働	月の労働時間が120時間以上の場合
		月の労働時間が60時間以上120時間未満の場合
妊娠、出産		妊娠中であるか又は出産後間がない場合（出産前後8週間）
疾病、負傷障がい	疾病、負傷	疾病又は負傷している場合（入院加療又は居宅内常時臥床の状態）
		疾病又は負傷している場合（居宅内で安静を要する状態）
		疾病又は負傷している場合（上記以外）
	精神又は身体の障がい	精神又は身体に障がいを有する場合（身体障害者手帳1～3級、療育手帳重度又は中度、精神障害者保健福祉手帳1、2級の場合）
		精神又は身体に障がいを有する場合（上記以外）
親族の介護、看護		親族を常時介護、看護している場合（入院加療又は安静を要する場合）
		病人や障害者の親族を常時介護、看護している場合（上記以外）
災害復旧		震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合
求職活動		家計の主宰者が、現に求職活動を行っている場合
		現に求職活動を行っている場合（上記以外）
就学		職業訓練学校、専門学校、大学等に月120時間以上就学している場合
		職業訓練学校、専門学校、大学等に月60時間以上就学している場合
虐待・DV		虐待・DVにより、特に保育が必要と認める状態にある場合
前各号に類するもの		児童福祉の観点から町長が必要と認める場合

２　調整指数表

類　　型	内　　容
保育の代替手段	① 申込み時点で保育の必要な事由があり、申込み児童を有償の認可外施設に預けている場合
	② 申込み児童を16歳以上65歳未満の同居の親族が保育できる場合
	③ 保育認定に係る地域型保育事業の施設の卒園児で連携施設に入所する場合
育休復帰	④ 育児休業を取得しており、復職する場合
世帯の状況	⑤ 保護者が身体障害者手帳１～２級、精神障害者保健福祉手帳１～２級、療育手帳Aの交付を受けている場合
	⑥ 保護者が身体障害者手帳3級以下、精神障害者保健福祉手帳３級、療育手帳B以下の交付を受けている場合
	⑦ 同居の親族に身体障害者手帳3級以上、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者がいて、日常的に介護している場合又は要介護１以上の認定者がいる場合
	⑧ 別居の親族に身体障害者手帳3級以上、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者がいて、日常的に介護している場合又は要介護１以上の認定者がいる場合
	⑨ 利用希望児童が障がいを有する場合（障がいに係る手帳の交付を受けている場合等）
	⑩ 生計中心者の失業・倒産により、緊急に生計を得るための就労を必要とする場合
	⑪ 母子家庭、父子家庭又はそれに類する世帯
	⑫ 生活保護を受給しており、就労により自立支援につながると判断される場合
就労の状況	⑬ 単身赴任
	⑭ 保護者が町内の幼稚園または保育園に勤務しており、（内定者を含む）月の労働時間が120時間以上の場合
	⑮ 保護者が町内の幼稚園または保育園に勤務しており、（内定者を含む）月の労働時間が60時間以上120時間未満の場合
きょうだいの状況	⑯ きょうだいが同一の施設に利用申込する場合
	⑰ 既にきょうだいが施設を利用しており、同一の施設に利用申込する場合
	⑱ きょうだいが異なる施設に入所しており、いずれかに転園の申込をする場合
その他	⑲ 正当な理由なく当該年度に入所辞退がある場合
	⑳ 当該世帯の児童(卒園児も含む）の保育料・副食費の滞納が3か月以上ある場合。ただし、納付誓約書どおりに納付がされている場合を除く。
	㉑ 以上の保育が必要な事由に類するものとして町長が認める状態にある場合

３　同一点数時の優先順位

基本点数と調整点数の合計が同一点数で並んだときは、以下の順に優先します。

順　　位	優　先　順　位
第1順位	多胎児（双子や三つ子等）で同一の保育施設への利用が見込める方を優先する。
第2順位	きょうだいと同一施設への利用が見込める方を優先する。
第3順位	利用調整の結果、基本点数が高い方を優先する。
第4順位	利用申し込みを行っているが、入所待ちしている期間が長い方を優先する。
第５順位	当該施設の希望が高い方を優先する。
第６順位	その他の世帯状況（施設との近接性・所得・保育の必要な事由にかかる拘束時間・祖父母の状況等）から、より保育の必要性が高い方を優先する。

6 保育所・認定こども園情報

※入所・入園前に見学可能です。事前に各施設に電話連絡して予約を取ってください。

保育所

①水巻北保育所　☎201-9308

〒807-0001
水巻町猪熊五丁目3番8号
定員　　：60人
開所時間：午前7時から午後6時
経営　　：私立（社会福祉法人）

②水巻みなみ保育所　☎202-5218

〒807-0055
水巻町二西一丁目7番1号
定員　　：70人
開所時間：午前7時から午後6時
経営　　：私立（社会福祉法人）

③水巻第一保育所　☎201-1500

〒807-0022
水巻町頃末北一丁目1番3号
定員　　：80人
開所時間：午前7時から午後6時
経営　　：私立（社会福祉法人）

④水巻町第二保育所　☎201-4191

〒807-0012
水巻町古賀二丁目4番17号
定員　　：110人
開所時間：午前7時から午後6時
経営　　：町立

認定こども園

⑤認定こども園　水巻中央幼稚園　☎201-0419

〒807-0012
水巻町古賀二丁目1番8号
【保育所部分】定員　　：99人
開所時間：午前７時から午後６時
経営　　：私立（学校法人）

⑥認定こども園　水巻幼稚園　☎202-0001

〒807-0052
水巻町下二西三丁目６番１５号
【保育所部分】定員　　：90人
開所時間：午前７時から午後６時
経営　　：私立（学校法人）

⑦認定こども園　水巻吉田こども園　☎202-7193

〒807-0046
水巻町吉田西一丁目7番18号
【保育所部分】定員　　：120人
開所時間：午前７時から午後６時
経営　　：私立（社会福祉法人）

⑧水巻さくらんぼ認定こども園　☎203-3622

〒807-0001
水巻町猪熊九丁目8番15号
【保育所部分】定員　　：20人
開所時間：午前７時から午後６時
経営　　：私立 （株式会社）

小規模保育事業

⑨じぶんみらい保育園　水巻　☎202-0088

〒807-0025
水巻町頃末南三丁目23番3号
定員　：19人
【0歳児（４か月）～2歳児】
開所時間：午前7時から午後6時
経営　　：私立 （株式会社）

⑩しあわせいっぱい保育園　水巻
※令和９年4月開園予定　☎ 03-5338-8411

〒807-0053
水巻町下二東2丁目14番26号 はるおかスイミングスクール内
定員　：19人
【0歳児（２か月）～2歳児】
開所時間：午前7時から午後6時
経営　　：私立 （株式会社）



↑水巻町HP【保育所の入所】下部の【保育所一覧】から各施設のHPにアクセスできます

保育所・認定こども園		運営	住所地	定員	標準時間	短時間保育※1	乳児保育	障がい児保育
①	水巻北保育所	私立	猪熊	60	7:00~18:00	9:00~17:00	4か月から	-
②	水巻みなみ保育所	私立	二西	70	7:00~18:00	9:00~17:00	4か月から	○
③	水巻第一保育所	私立	頃末北	80	7:00~18:00	8:30~16:30	3か月から	○
④	水巻町第二保育所	公立	古賀	110	7:00~18:00	8:30~16:30	3か月から	○
⑤	認定こども園　水巻中央幼稚園（保育所部分）	私立	古賀	99	7:00~18:00	8:30~16:30	6か月から	○
⑥	認定こども園　水巻幼稚園（保育所部分）	私立	下二西	90	7:00~18:00	8:30~16:30	6か月から	○
⑦	認定こども園　水巻吉田こども園（保育所部分）	私立	吉田西	120	7:00~18:00	8:30~16:30	2か月から	○
⑧	水巻さくらんぼ認定こども園（保育所部分）	私立	猪熊	20	7:00~18:00	8:30~16:30	4か月から	○
小規模保育事業				定員	標準時間	短時間保育※1	乳児保育	障がい児保育
⑨	じぶんみらい保育園　水巻	私立	頃末南	19	7:00~18:00	8:30~16:30	4か月から	-
⑩	しあわせいっぱい保育園水巻※2	私立	下二東	19	7:00~18:00	8:00~16:00	2か月から	○

※１　短時間保育については、１ページをご覧ください。

※２　しあわせいっぱい保育園水巻は、令和９年4月に開園予定となっています。

①水巻北保育所

社会福祉法人　水巻北保育所　　園長：川端　健太郎
住所：水巻町猪熊五丁目３番８号　電話番号：093-201-9308

家庭的で楽しい雰囲気の中、遊びや行事を通じて、子どもたちが夢・冒険・発見・探求・勇気・思いやり・葛藤などの乳幼児期の道程を十分に経験し、それぞれが主体性・自主性・意欲・社会性を育めるよう、年齢別に指導計画を立てて０歳からの養護と教育を一体的に、就学に向けた保育を行っています。特に運動あそびや音楽、絵本、食育においては年間を通してたっぷりと時間をとって取り組んでおり、子どもたちも毎回楽しみにしています。

～保育方針～
- 生活リズムを重視し、個々の特性に配慮して生活習慣の自立を図る。
- 安心・安全・快適・ふれあいの環境を保ちつつ子どもの感性と成長に寄り添う。
- 養護の行き届いた中で、遊びを通して社会的・教育的・情緒的により良い態度を身につける。

〇行事・イベント〇

～春～
・入園、進級式　・保護者説明会　・バス遠足
・保育参観

～夏～
・七夕まつり　・合宿保育（年長児）
・プール遊び

～秋～
・映画会　・運動会　・食育懇談会
・いもほり遠足（年長児）

～冬～
・生活発表会　・もちつき　・豆まき　・作品展
・保育参観　・保護者総会　・卒園式

～毎月行っているもの～
・誕生日会　・音楽会　・絵本読み聞かせ会
・調理体験　・会食　など

利用定員	60名
受け入れ開始月齢	満4か月～

制服有り（用品・体操服等を含む金額の目安）	
３歳未満児：5,000円	3歳以上児：20,000円

延長保育料
認定区分にかかわらず1回300円

給食費（3歳以上児クラス）／月
副食費：4,500円 ※主食は家庭より持参。

保育のモットー
「愛・ゆとり・しぜん・いのち」



〇一日の流れ〇

7:00 登園開始
（短時間認定は原則9時から）
9:30 おあつまり 朝の体操 朝のご準備
（3歳未満児はおやつ）
10:00 本時
11:30 給食　自由あそび～午睡
15:00 おやつ
16:00 降園開始
18:00 延長保育
19:00 保育終了

②水巻みなみ保育所

社会福祉法人　水巻みなみ保育所　　所長：空閑　敏恵
住所：水巻町二西一丁目7番1号　電話番号：093-202-5218

当園は、児童福祉法に基づき、御仏様の教え「明るく、正しく、仲良く」をモットーに、子ども達が現在を最も良く生き、望ましい未来を作り出す力の基礎を培うことを、保育の目標にしています。毎日の保育を通して命の重みを体験し、成長する過程で自然や小動物への優しさ、他人への思いやり、友達との協調性等が身につき平凡であっても人間性豊かな「人」の育成に力を注いでいきたいと考えています。

～保育方針～

子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、毎日の生活の中で、命の重みを体験することにより、健全な心身の発達を図る。また、家庭や地域社会と連携を図り、保護者の協力の下に家庭養育の補充を行う。

〇一日の流れ〇

★0歳～2歳児クラス★

7：00　順次登園
9：20　朝の体操
9：30　おやつ　朝の会
10：10　年齢に応じた保育活動
11：00　給食
12：15　お昼寝
15：00　おやつ
16：00　順次降園
18：00　延長保育
19：00　保育修了

★3歳～5歳児クラス★

7：00　順次登園
9：20　朝の体操
9：30　朝の会
10：10　年齢に応じた保育活動
11：30　給食
12：30　お昼寝
15：00　おやつ　帰りの会
16：00　順次降園
18：00　延長保育
19：00　保育修了

給食は、安全安心な食材を使い、野菜中心の『玄米和食給食』です。
年間通して、年長、年中クラスは、英語遊び教室を行っています。

利用定員	70名
受け入れ開始月齢	満4か月～
制服の有無	なし

延長保育料	
18時以降：300円	19時以降：別途500円

給食費（3歳以上児クラス）／月
副食費：4,700円
主食費：1,200円

その他保護者負担額
・カラー帽子（1歳児～）：1,300円
・用品代等：700円
・体操服上下：3,000円程度

〇行事・イベント〇

4月　入園、進級式 ・花まつり
　　親子歓迎遠足
6月　運動会
7月　お泊り保育
8月　旧七夕
11月　七五三
12月　生活発表会
1月　どんど焼き　保育参観
2月　節分
3月　ひなまつり会　卒園式

③水巻第一保育所

社会福祉法人　水巻町社会福祉協議会　園長：日高　水貴
住所：水巻町頃末北一丁目1番3号　電話番号：093-201-1500

「自分ってすごい！」、「自分のことが大好き！」な大人を目指して、日々の子どもたちを見守っています。家庭的な雰囲気の中で、温かでくつろぎの場となるとともに、子どもが自発的に生き生きと活動できる場所です。

～保育方針～
- 保育を通して五感を育み、一人ひとりの個性を尊重し認めていく
- 様々な体験を積み重ね、食べる意欲の基礎をつくる
- 基本的生活習慣をみにつけ、心身ともに健康なからだをつくる
- 地域における子育て支援の拠点となるような社会的役割を果たす

〇行事・イベント〇

4月・入園、進級式 ・歓迎遠足
5月・子どもの日会 ・消防署来所 ・個人懇談
6月・保育参観、懇談会・不審者訓練
7月・デイキャンプ（年長組） ・七夕会
8月・プール遊び・夏まつり
9月・敬老の日慰問
10月・運動会 ・秋の遠足
11月・園外保育（年長・年中組） ・七五三参拝
勤労感謝の日慰問・交通安全教室
12月・発表会 ・人形劇観覧 ・クリスマス会
2月・節分豆まき ・保育参観、試食会、懇談会
・作品展
3月・お茶会 ・ひな祭り会 ・お別れ遠足
・修了式 ・卒園式
毎月 ・誕生日会 ・避難訓練・食育活動・身体測定
※網掛けは、保護者参加の行事です。

〇一日の流れ〇

7:00　早朝保育
8:30　順次登園（挨拶・健康指針）
9:30　未満児(0,1,2歳児)おやつ
10:00　クラス別保育
（年齢や発達に応じた保育）
11:30　給食
13:00　お昼寝（年長組は10月まで）
15:00　おやつ
16:00　帰りの会（挨拶）　順次降園
17:00　延長保育
18:00　補食
19:00　保育終了

利用定員	80名
受け入れ開始月齢	満3か月～
制服の有無	なし

体操服

半袖：2,360円、短パン：2,580円、長袖：2,550円
長ズボン：3,130円　※2歳児クラス進級時購入

延長保育料

〈標準時間認定〉	〈短時間認定〉
18時以降：300円 （月極　3,500円）	7時～8時30分：100円 16時30分～18時：100円 18時～19時：300円

給食費（3歳以上児クラス）／月

副食費：4,500円
※主食は家庭より持参。（年3回園より提供。各120円要）

その他保護者負担額

・入園時に最低限必要な諸経費

カラー帽：1,050円、用品代：2,000～4,000円程度

月刊絵本：500円程度

・保険代（安全会費）250円

習字・硬筆（年長組）や英語あそび（年少～年長組）などをカリキュラムに取り入れています。

④水巻町第二保育所

水巻町立　　所長：石田　由香
住所：水巻町古賀二丁目4番17号　電話番号：093-201-4191

公立保育所としての特色を生かして、地域との連携や、他の公共機関との連携を強化した保育を行っています。就労者支援としての特別保育や、子育て支援のための保育士のスキルを活かした保育を行い、地域のセーフティーネットの役割も果たします。

～保育方針～
「一人ひとりを大切に共に育ちあう」
- 年齢の異なる子ども達との生活や遊びの中から、やさしさ、思いやり、たくましさを育てる。
- 遊びを通して健康な体づくり、やり抜く力を育てる。
- 基本的生活習慣を身につけ自立心を育てる。
- 子ども時代を大切にし、出来る限り多くの事を体験させ感性豊かな心を育てる。
- 自然の恵みに感謝し、大切にする心を育てる。

〇一日の流れ〇

7:00　順次登園（保育認定に合わせ随時登園）
9:00　朝のおあつまり
9:30　朝のおやつ(0～2歳児クラス)
※昼食までは年齢に応じた保育
11:20　給食（年齢によって時間が異なります）
13:00　お昼寝（年長組はお昼寝はありません）
15:00　おやつ
16:00　順次降園（保育認定に合わせ随時降園）
18:00　延長保育
19:00　保育終了

〇行事・イベント〇
毎月行っている誕生日会や夏まつり、運動会、生活発表会をはじめ、季節に合わせた行事を行っています。
また、世代間交流や保育参観及び試食会、食育活動等一年を通して様々な行事を行っています。

利用定員	110名
受け入れ開始月齢	満3か月～
制服の有無	なし

体操服

体操服（上下）、カラー帽子：4,500円程度
※3～5歳児クラス時購入

延長保育料

〈標準時間認定〉	〈短時間認定〉
18時以降：300円 （月極　3,500円）	7時～8時30分：100円 16時30分～　：300円

給食費（3歳以上児クラス）／月

副食費：4,500円
※主食は家庭より持参。

その他保護者負担額

- 保険代（安全会費）：250円
- 保護者会費：1か月250円/人（保護者会が別途徴収します）

唯一の公立保育所で、一時保育の受け入れも行っています。

認定こども園
⑤水巻中央幼稚園 ／ ⑥水巻幼稚園

学校法人 水巻学園　　園長：白旗　奈保美
⑤住所：水巻町古賀二丁目1番8号　　電話番号：093-201-0419
⑥住所：水巻町下二西三丁目6番15号　電話番号：093-202-0001

命の尊さを学び、一人ひとりの意欲や主体性を育むのびのびとした保育を大切にしています。また、安心安全な食材、添加物を含まない和食中心の手作り玄米給食を行なっております。子ども達は、とてもたくましく園内でいつも笑顔・笑い声が飛び交っています。

～建学の精神～
- 命の尊さを学び、宗教的な情操を育てる。
- 基本的な社会生活・行動様式の確立を図る。
- 強い体と動きのある体の基礎をつくる。
- 創作表現に対する興味を培う。

〇一日の流れ〇

7：00　随時登園（2・3号認定児）
8：00　随時登園（1号認定児）
9：30　朝のおやつ（0～2歳児）
10：00　朝の礼拝
10：15　年齢に応じた保育
11：00　給食（年齢によって時間が異なります）
12：30　0～2歳児　午睡
13：00　年齢に応じた保育（3歳児～5歳児クラス）
14：00　順次降園／延長保育
19：00　保育終了

〇行事・イベント〇
塗たくり遊び・花まつり・泥んこ遊び・田植え・稲刈り・運動会・発表会・誕生会・園外保育・自由参観・保育参観・食育活動等

当園の給食は安心安全なこだわりの給食を提供しています。無農薬のお野菜や玄米・納豆・手作り味噌、発酵調味料を手作りして、玄米給食に取り入れています。

利用定員	⑥水巻中央幼稚園　1号認定児：70名 2・3号認定児：99名
	⑧水巻幼稚園　1号認定児：45名 2・3号認定児：90名
受け入れ開始月齢	満6か月～

制服有り（体操服等を含む金額の目安）	
2歳児クラスから体操服・カバン等 3歳以上児クラス進学時に制服一式	21,000円～51,000円

延長・預かり保育料	
〈1号認定児〉 平日14～18時：490円 （別途おやつ代20円） 土・長期休暇 8～18時：600円 （別途おやつ代40円）	〈2・3号認定児〉 18時～18時30分：300円 （別途おやつ代20円） 18時30分～19時：300円

給食費／月
〈1号認定児〉　主食費:1,300円　副食費:3,700円
〈2号認定児〉　主食費:1,500円　副食費:4,700円

その他保護者負担額
・入園準備金：30,000円　・保険代（年間）：275円
・教育充実費：1,800円　・保護者会費：500円
・冷暖房費（対象月のみ）：1,000円
・通園バス費用：（利用）1,500円（兄弟割）1,000円
（園外保育のみ）300円
・用品代（年齢に応じて）：520～11,000円

⑦認定こども園　水巻吉田こども園

社会福祉法人　敬愛優　　園長：岡藤　直美
住所：水巻町吉田西一丁目7番18号　電話番号：093-202-7193

子どもの感情や意思を大切にし、やりたい気持ちを見守ったり・汲み取ったり「五感」を通し、関わりや環境を工夫し子ども達の「笑顔」を大切に伸び伸びと過ごせる環境作りに努めています。
又、4歳児からスイミング・3歳児より運動教室等の数々の体験を通して、就学前の身体の発育にも力を入れています。

～教育・保育方針～
良い環境の中で・・
「自分で考えて決める力」「思いやりをもって人と関わる力」「自分を大切に思う心」
以上３つを基本とし、情緒豊かに育つことを願いその育成に努める。

〇一日の流れ

7：00　順次登園（2.3号認定児）
9：00　順次登園（1号認定児）
9：20　朝の体操（3歳～5歳児）
9：30　朝のおやつ（0～2歳児）
10：00　朝の歌　出欠　室内・戸外遊び
11：00　昼食準備～昼食（0～2歳児）
11：15　昼食準備～昼食（3～5歳児）
12：30　お昼寝
13：00　年齢に応じた保育（3歳～5歳）
14：00　順次降園（1号認定）
15：20　おやつ
16：00　お帰りの歌　順次降園
17：00　合同保育　年齢に応じた遊び
18：00　延長保育
19：00　保育終了

〇行事・イベント〇
誕生日会・遠足・こどもの日会・七夕・ハロウィン・　クリスマス会・節分・ひな祭り会
保護者参加
・入園進級式・卒園式（年長児）・親子遠足
・保育参観・夏祭り（年長児）・運動会
・生活発表会・作品展・個人懇談

利用定員	1号　15名 2・3号　120名
受け入れ開始月齢	満2か月～

制服有り（体操服等を含む金額の目安）	
	3歳以上児から制服
合計	12,000円～ (体操服含む)

延長・預かり保育料	
〈1号認定児〉 平日14～18時：400円 （別途おやつ代50円） 土・長期休暇 9～18時：1,250円 （給食・おやつ代含む）	〈2・3号認定児〉 【標準時間】18時以降： 300円（月極　3,500円） 【短時間】 8時間を超えた場合:100円 9時間を超えた場合:200円

給食費／月
〈1号認定児〉　主食費:1,100円　副食費:3,500円
〈2号認定児〉　主食費:1,300円　副食費:4,500円

子育て支援センターを併設
一時保育も行っています！

⑧水巻さくらんぼ認定こども園

株式会社さくらんぼ　園長：佐伯　康則
住所：水巻町猪熊九丁目8番15号　電話番号：093-203-3622

木の温もりや柔らかさを感じられる木造の園舎と四季折々の自然に恵まれた環境で園児達の笑い声に癒されています。0～5歳児の混合保育で思いやりが芽生え、正しい鼻呼吸による舌を鍛えるための「アーイウベー体操」を取り入れた「息育」、感性・創造力・表現力をかかげ保護者、地域の方々のご協力をいただきながら、こども達の心に寄り添い見守る姿勢を心がけ保護者の方々が生き生きと活躍され安心して預けられるこども園を志します。

～保育方針～
- 自然豊かな環境の中で、興味や関心を持てるようにする。
- 異年齢のこども達との関わりの中で、お互いを思いやる心を育てる。
- 食べる事を通して、命の尊さを学ぶことができる。

○一日の流れ○

7：00　随時登園（2・3号認定児）
9：55　朝のおやつ（0～2歳児）
10：10　朝のおあつまり
10：25　年齢や発達に応じた保育
11：20　給食（年齢によって時間が異なります）
12：20　午睡
15：20　おやつ
16：00　お帰りのおあつまり

○行事・イベント○
＊毎月　お誕生日会、防災訓練
4月　進級式、こどもの日パーティー
5月　母の日プレゼント
6月　保育参加、父の日プレゼント
7月　七夕パーティー、プール開き
8月　夏まつり
9月　うんどう会
10月　創立記念パーティー
11月　七五三参り、勤労感謝の日慰問
12月　クリスマス会
1月　たこあげ大会、カルタ取り大会、おゆうぎ会
2月　豆まきパーティー

利用定員	1号認定児：15名
	2・3号認定児： 20名
受け入れ開始月齢	満4か月～
制服の有無	なし

体操服

体操服（長袖・半袖）：3,800円～9,600円

※1歳児クラス進級時購入

延長・預かり保育料

＜1号認定児＞	＜2・3号認定児＞
平日14～18時：450円	＜標準時間認定＞
土曜日8～18時：500円	18時以降：300円
長期休暇 8～18時：600円	＜短時間認定＞
	7時 ～ 8時30分：300円
	16時30分～18時：450円
	18時以降 ：300円

給食費／月

＜1号認定児＞　主食費:800円　副食費:3,500円

＜2号認定児＞　主食費:1,000円　副食費:4,500円

その他保護者負担額

・寝具、カラー帽子、スモック、用品等：13,000円程度
・冷暖房費（対象月のみ）：1,000円・保険代：280円

⑨じぶんみらい保育園　水巻

株式会社NOVAキンダー　園長：若菜　良子
住所：水巻町頃末南三丁目23番3号　電話番号：093-202-0088

きめ細やかな保育で、一人ひとりの笑顔と個性を大切に、日々子ども達の成長を感じられる保育を目指しています。とても大切な乳幼児期だからこそ、英語に自然に触れあえる環境を作り、その他リトミックやモンテッソーリ教育など、幅広く子ども達の可能性を広げる教育プログラムを毎日取り入れた新しいスタイルの保育園となります。

保育理念「すべては子ども達とご家族の『笑顔』のために」
保育方針「子ども達の成長を第一に考えた保育」
・一連の生活活動が一人でできるようになる
・集団生活の中で協調性や自主性を持てるようになる
・様々なプログラムを通じ、スキル・知識を自然に身につけることができる

〇一日の流れ〇

7:00　順次登園
9:00　おやつ・朝の会
9:30　日替わり教育プログラム
（英語・モンテッソーリ・リトミック）
10:30　野外活動・散歩
11:30　給食
12:30　お昼寝
15:00　おやつ・帰りの会
16:00　順次降園・園内遊び
19:00　保育終了

NOVAグループの英会話教室、学習塾の割引制度があります♪

利用定員	19名
受け入れ開始月齢	満4か月～
制服の有無	なし

保育料以外の主な保護者負担額

入園準備費：道具類（０歳児：3,316円、
１歳児：3,992円、2歳児：5,318円）
※進級時は追加購入分のみ

延長保育料

1回ごとの利用　30分250円
月極めでの利用　月額3,000円
18時以降：おやつ代50円

給食費／月

保育料に含む

その他保護者負担額

・保険代（安全会費）：210円

〇行事・イベント〇　＊毎月　お誕生日会・食育活動・避難訓練など
4月：入園・進級式　　7月：七夕・水遊び　　8月：夏祭り
10月：ハロウィン　　11月：運動会　　12月：クリスマス会
1月：正月遊び　　2月：豆まき　　3月：ひな祭り・卒園式

⑩しあわせいっぱい保育園　水巻

株式会社ハンドシェイク　　園長：中垣　佐知子

住所：水巻町下二東二丁目14番26号　はるおかスイミングスクール内　電話番号：03-5338-8411

19名小規模園の良さを活かして、お子様ひとり一人に寄り添い、あたたかい保育をしています。
保護者様の子育てをサポートし、お子様を真ん中に「共育て」をしてまいります。
連携園が5園あるため、3歳児以降の受け入れ先も十分にあります。

保育理念　「笑顔～元気・愛情～　気付き～発見・冒険～　心～安心・安定～」

保育方針

- こどもひとりひとりに寄り添い、個性を受け入れ、個性を大切に、愛情を育む
- 保護者の思いに寄り添い、保護者との信頼関係を築く
- あるがままを受け止め、安心して過ごせる環境をつくる
- 様々な考え方、様々な環境の家庭に寄り添い、受け止め、保護者にとっても温かい場所をつくる
- こどもの気づき、時間の流れにあわせ立ち止まり、こどもの自主性を育む
- こどもひとりひとりの欲求を満たし褒めることで自己肯定感を育み、健やかな心と体を育てる

○ 一日の流れ

7:00　順次登園
9:00　朝の会
9:30　あそび･散歩･季節の制作など
11:30　給食
12:30　お昼寝
15:00　おやつ･帰りの会
16:00　順次降園･園内遊び

利用定員	19名
受け入れ開始月齢	満2か月～
制服の有無	なし

保育料以外の主な保護者負担額

入園費：2,000円
廃棄物処理費（おむつ処理）：月500円

延長保育料

200円（30分毎）
保育短時間：7：00～7：59、16：01～19：00
保育標準時間：18：01～19：00

給食費／月

保育料に含む

その他保護者負担額

災害共済給付制度：年315円（任意）
手ぶら登園費：税込月2,508円（任意）

○行事・イベント○　＊毎月　お誕生日会・身体測定・避難訓練　（★は保護者参加）
4月：入園式★　5月：子どもの日会　　6月：内科検診・歯科検診
7月：たなばた会・水遊び　　8月：水遊び　　9月：災害引取訓練★
10月：秋だ親子で遊ぼう会★　　11月：内科検診・歯科検診　　12月：クリスマス会
2月：節分会　　3月：ひな祭り会・卒園式（2歳児）★

（1）提出書類について

提出された書類に不備や疑義があるときは、追加資料の提出をお願いすることや、勤務先への電話などの調査を行うことがあります。
確認がとれない場合は、利用調整の対象外となることがあります。不足書類等も必ず指定された日までに提出してください。

（2）保育の利用期間 について

有期限の雇用や疾病など、認定に期限がある方については、保育の利用期間を年度途中までとすることがあります。
利用期間を更新するためには、就労証明書などの必要書類を、速やかに提出していただく必要があります。
書類提出が遅れると、保育の必要性の認定ができず、退所していただく場合がありますのでご留意ください。

（3）ならし保育について

お子さんが新しい環境に慣れることを目的に、おおよそ2週間※のならし保育を行っています。ならし保育期間中は、通常の保育時間を短縮して行うため、ご注意ください。
※お子様の状態によっては2週間を超えることがあります。

なお、入所日から数えて、就労開始日までに保育所開所日数が14日間ない場合は、前月から保育所の申込みが可能です。



（4）入所希望保育所等について

申請書に記載する希望保育所等については、施設見学等を行い十分に検討のうえ、**利用する意思のある保育所等のみ**記載してください。また、申請後に変更を行いたい場合は、早めに役場にて手続きをお願いします。

※利用決定後に辞退されると、次回調整時に優先順位が下がる可能性もありますのでご注意ください。

（5）水巻町外の保育所等の申込みについて

水巻町民が町外の保育所等へ入所を希望する場合は、水巻町で受付を行います。

入所希望先の市区町村ごとに、申込み要件や締切日、必要書類が異なります。必ず事前に希望先の市区町村保育所担当課にお問い合わせのうえ、日程に余裕をもって申込み書類を提出してください。水巻町から入所希望先の市区町村へ送付します。

（6）入所後の諸手続きなど

次の場合は、書類の提出が必要になります。必ず利用施設及び役場子育て支援係にご連絡ください。

- 保育の必要性の事由や勤務先が変更になる場合。（例　求職→就労　就学→就労など）
 （保育の必要性がなくなった場合は、退所となります。）
- 転園・退所を希望される場合。
- 町外に転出する場合。
- 結婚や離婚により保護者を変更した場合。
- 修正申告により市町村民税額が変更した場合。

8 保育料・マイナンバーについて

保育料は、保護者の市町村民税の税額や世帯状況に応じて水巻町が決定します。収入のある方だけでなく、無収入の方（※扶養に取られている人は除く）も必ず年末調整・確定申告（町民税申告）をしてください。

保育料について

◆０歳児クラスから２歳児クラスまでの子どもは、保育料の負担があります。**※第2子以降は無償です。（20ページ参照）**

◆保育料は、保育必要量（保育標準時間・保育短時間）、父母等扶養義務者の市町村民税※の合計額により、基準額表のとおり決定します。
　なお、子どもの年齢が年度途中で３歳に達した場合でも、その年度中は２歳児クラスのままなので、負担額の変更はありません。

※４月～８月分の保育料　　前年度の市町村民税額を基礎に算出
　９月～翌年３月分の保育料　　当年度の市町村民税額を基礎に算出

◆保育料の切替は、**毎年９月**に保育料決定通知書等にてお知らせいたします。

※保育料の納入方法は、２１ページ参照

副食費について

◆３歳児クラスから５歳児クラスまでの子どもは、副食費の負担があります。

◆副食費の納入先は各施設です。納入方法、納入日などは各施設・事業者に直接お問い合わせください。

【副食費の免除について】
　年収約360万円未満相当の世帯※、生活保護世帯、および第３子以降の子ども（小学校就学前から数えて）については、給食費のうち、副食費が免除されます。主食費（ごはん、パン等）は対象外です。免除に伴う、保護者の手続きは不要です。

※年収約360万円未満（世帯の合算所得割額が57,700円未満（ひとり親世帯等については77,101円未満））の世帯判定は、市町村民税額を基礎に算定するため、市町村民税の年度切り替えに伴い、毎年9月に切り替わります。

その他の注意事項

◆年齢や施設により、保育料とは別に諸経費(主食費、おむつ代等)がかかる場合があります。

◆生活困窮や特別な事情などにより、保育料の納付が困難な場合は、お早めにご相談ください。（督促や催告にも応じず滞納が続く場合は、預金等の財産を調査し差し押さえをおこなう場合があります。）

◆保育所等入所申込みにマイナンバー（個人番号）が必要になります。

※マイナンバー(個人番号)届出書に世帯員全員分のマイナンバーをご記入ください。
※記入された番号に誤りがある場合は、マイナンバー付きの住民票を取得していただく場合があります。

利用者負担額（保育料）基準額表

【利用者負担額（保育料）】　　（単位：円）

階層区分	世帯の状況		利用者負担額（2歳児クラスまで）		
			第１子		第２子以降
			標準時間	短時間	標準・短時間
第１	生活保護法による被保護世帯		０円	０円	０円
第２	ひとり親世帯等		０円	０円	０円
	町民税非課税世帯		０円	０円	０円
第３	ひとり親世帯等		7,000円	6,900円	０円
	町民税均等割課税世帯		15,000円	14,800円	
第４	町民税所得割額の区分	ひとり親世帯等	9,000円	9,000円	０円
		48,600円未満	19,500円	19,300円	
第５		ひとり親世帯等	9,000円	9,000円	０円
		65,000円未満	20,000円	19,800円	
第６		ひとり親世帯等	9,000円	9,000円	０円
		81,000円未満	25,000円	24,700円	
第７		97,000円未満	30,000円	29,600円	０円
第８		133,000円未満	40,000円	39,400円	０円
第９		169,000円未満	44,500円	43,800円	０円
第１０		235,000円未満	55,000円	54,200円	０円
第１１		301,000円未満	61,000円	60,100円	０円
第１２		397,000円未満	80,000円	78,800円	０円
第１３		397,000円以上	82,000円	80,700円	０円

【多子世帯の軽減】

お子さんの年齢にかかわらず、生計を同一にしているお子さんのうち、最年長者を第1子、その下の子を第2子とカウントし、保育所等を利用している第2子以降の保育料は無料となります。

認可保育施設（保育所、認定こども園（保育部分）、小規模保育事業所）の場合、手続きは不要です。別居している子がいる場合、生計が同一であることが確認できる書類の提出が必要となります。

【市町村民税について】

・市町村民税は、お住まいの自治体の税務担当課へ所得等を申告する必要があります。
ただし、前年中の所得が給与所得だけで、勤務先から給与支払報告書が提出されている人、
又は所得税の確定申告をした人は申告の必要はありません。

・上記の申告や書類の提出を依頼したにも関わらず、ご連絡がない場合は、
ご協力が得られるまでの間、保育料を**最高額で決定します。**

・階層区分認定の基準となる課税額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、
外国税額控除、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除を適用する前の税額となります。

【保育料の納付について】

保育所の場合

・毎月25日（納期限）までに水巻町に納めてください。

・保育料の納付は基本的には口座振替でお願いします。

（金融機関が休日日の場合は、翌営業日となります。）

・納期限までに納付がない場合には督促、電話や文書の催告を行います。
督促しても納付のない場合は、資産調査や給与調査を行い、財産を差し押さえることがあります。

認定こども園、小規模保育等の場合

・各事業者が定める納期限までに、指定する方法（口座振替など）で納めてください。
詳しくは、各事業者に直接ご確認ください。

・各施設や事業者からの再三にわたる督促や催告に応じない状況（悪質な対応）が続くと、
利用契約を解除されることがあります。

【認可外保育施設等における第２子以降の軽減】

第２子以降の子が、認可外保育施設等（企業主導型保育施設を含む）を、**就労などの保育を必要とする事由により利用している場合**は、施設が指定する保育料を納めて、四半期ごとに保育料償還払いの手続きを行ってください。受付期間中に必要書類を提出していただくと、無償化の対象となる保育料（月額の上限あり）を、後日お支払いします。

【月額の上限】

認可外保育施設	４５，７００円
企業主導型（0歳児）	３７，１００円
企業主導型（１，２歳児）	３７，０００円

【必要書類】

・多子世帯利用給付認定申請書　・多子世帯利用料請求書　・領収証兼提供証明書

・振込先を確認できる通帳などのコピー

【手続の時期】

決められた四半期ごとに、まとめて請求してください。

利用月	請求月	支払予定月
４～６月	7月	8月
７～９月	10月	11月
10～12月	1月	2月
１～３月	4月	5月

●一時保育

保護者の就労・リフレッシュ・入院などで保育できない児童の保育を行うサービスで、週3日、月15日の限度で利用できます。なお、利用料・保育時間は、施設により異なります。

①水巻吉田こども園（３か月～就学前まで）　水巻吉田こども園で事前登録が必要

☎202-2201

②水巻町第二保育所（5か月～就学前まで）　役場子育て支援係で事前登録が必要

●病児・病後児保育（ぞうさんルーム）

病児・病後児保育（ぞうさんルーム）は、生後4か月から小学校6年生までの、病気または病気からの回復期の児童で、登所・登校ができず、保護者が家庭で看護できない場合に代わりに保育を行う施設です。事前に役場子育て支援係で登録手続きが必要です。

保育場所	お休み	保育時間	利用料金
おんが病院 ☎281-3851	土曜・日曜・祝日 お盆・年末年始	8:05～17:30まで	給食代700円 （税別・おやつ含）

●ファミリーサポートセンター

子育てのお手伝いをしたい人と、子育ての手助けをしてほしい人との相互援助活動を行う会員組織で、お子さんの一時預り・保育施設等への送迎などの援助活動を行います。

【問合せ・登録】水巻町ファミリーサポートセンター　　☎203-5772

●子育て支援センター

子育て支援センターでは、子育て家庭の支援を行っています。子育てについての不安や負担を感じている子育て家庭（これから子育てを始める家庭を含む）に対して、相談指導や情報提供を行い、育児支援を図っています。

①子育て支援センター「ゆめらんど」（水巻吉田こども園内）　　☎202-2202

毎週月曜から金曜（祝日を除く）午前10時から 午後３時まで（子育て相談のみは９時から１７時）

②水巻町子育て支援センター（第二保育所横）　　☎203-5772

土日祝日・年末・年始を除く日の午前9時から午後5時まで（偶数月第3土曜は9時～正午開所）

●相談に関する窓口

子育てに関する様々な支援の窓口です。不安や心配事があれば、どんなことでも迷わず相談してください。誰かに話すだけでも、気持ちが楽になったり、解決のヒントが見つかることもあります。

①子どもの発達について

・いきいきほーる（健康課）　☎202-3212

②子育てについて

・児童少年相談センター（ほっとステーション）　☎203-1555